

公共柵

(硬質塩化ビニル製ふた)

(鋳鉄製防護ふた)

性能規定書

平成30年10月1日制定

伊賀市上下水道部 下水道課

1. 適用範囲

この性能規定書は、伊賀市（以下「本市」とする。）が事業主体である公共下水道事業及び農業集落排水事業において使用する公共枿の硬質塩化ビニル製ふた及び鋳鉄製防護ふたについて規定する。

2. 種類

種類は以下のとおりとする。

〔硬質塩化ビニル製ふた〕

密閉ふたの種類

種類	接合方法	略号	ます径	用途
差し口形	接着剤による接合	AI	200	汚水ます
ワンタッチ	シールリングによる接合	AI-R	300	汚水ます

注1. 接合方法とは、受枿と立上り部との接合をいう。

注2. (公社)日本下水道協会規格 JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます）対応品。

〔鋳鉄製防護ふた〕

防護ふたの種類

種類		略号	呼び	主な使用場所（参考）
簡易型	T-8	T8B	200	歩道・宅地内等
			300	
嵩上げ型	T-14	T14A(K)	300A	大型車の交通の少ない道路 協会統一型、袋穴式

注1. 防護ふたの「呼び」は、防護ふたが適用されるプラスチック製ます径及び小型マンホール径に対応したものとする。

注2. 簡易型は、(公社)日本下水道協会規格 JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）対応品。

台座の種類

種類	略号	材質	呼び	適用防護ふた		
				略号	高さ	
簡易型台座	T-8	PB8B	再生プラスチック	200	T8B	150
				300		
嵩上げ型台座	T-25	PB25A(K)	再生プラスチック	300	T14A(K)	150

注1. 標準型防護ふた T-14 に使用する台座は、標準型台座 T-25 とする。

注2. 簡易型台座は、(公社)日本下水道協会規格 JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）対応品。

嵩上げリングの種類

種類		略号	呼び	材質
嵩上げリング	フラット	FKR	300-5	プラスチック
			300-10	
	テーパ	TKR	300-5×10	

内ふたの種類

種類	略号	呼び	適用
内ふた	CV-R	200	硬質塩化ビニル製ます用 〔呼び300は硬質塩化ビニル製小型 マンホール・硬質塩化ビニル製 ます用〕
		300	

注.(公社)日本下水道協会規格 JSWAS K-7(下水道用硬質塩化ビニル製ます)対応品。

3. 材質・材料

〔硬質塩化ビニル製ふた〕

プラスチック・マスマンホール協会の「硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103」の規格によるものとする。

〔鋳鉄製防護ふた〕

プラスチック・マスマンホール協会の「鋳鉄製防護ふた／PMMS104」の規格によるものとする。

4. 品質

(1) 外観

〔硬質塩化ビニル製ふた〕

プラスチック・マスマンホール協会の「硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103」の規格によるものとする。

〔鋳鉄製防護ふた〕

プラスチック・マスマンホール協会の「鋳鉄製防護ふた／PMMS104」の規格によるものとする。

(2) 構造

[硬質塩化ビニル製ふた]

プラスチック・マスマンホール協会の「硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103」の規格によるものとする。

[鋳鉄製防護ふた]

プラスチック・マスマンホール協会の「鋳鉄製防護ふた／PMMS104」の規格によるものとする。

(3) 形状及び寸法

[硬質塩化ビニル製ふた]

プラスチック・マスマンホール協会の「硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103」の規格によるものとする。

[鋳鉄製防護ふた]

プラスチック・マスマンホール協会の「鋳鉄製防護ふた／PMMS104」の規格によるものとする。

(4) 性能

[硬質塩化ビニル製ふた]

プラスチック・マスマンホール協会の「硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103」の規格によるものとする。

[鋳鉄製防護ふた]

プラスチック・マスマンホール協会の「鋳鉄製防護ふた／PMMS104」の規格によるものとする。

5. 塗装

[硬質塩化ビニル製ふた]

プラスチック・マスマンホール協会の「硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103」の規格によるものとする。

[鋳鉄製防護ふた]

プラスチック・マスマンホール協会の「鋳鉄製防護ふた／PMMS104」の規格によるものとする。

6. 試験方法

〔硬質塩化ビニル製ふた〕

下記検査の実施においては、プラスチック・マスマンホール協会規格（硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103）の全項目に定められた検査とは別に、製造工場における管理体制の実態調査のため、工場検査を実施するものとする。

- ① 新たに指定を受けようとする業者の場合は、次の要領に基づく審査を行うものとする。
 - ・（公社）日本下水道協会（JSWASK-7）の認定資格取得工場については、（公社）日本下水道協会発行の認定書「下水道用資器材製造工場認定書」をもって工場検査は省略する。ただし、プラスチック・マスマンホール協会規格（硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103）の全項目について定められた検査については監督員の立会のもとに行うものとする。
 - ・ 認定資格取得工場以外については、（公社）日本下水道協会〔下水道用資器材製造工場基本調査要領〕（平成3年10月21日制定）に基づき工場検査を実施し、プラスチック・マスマンホール協会規格（硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103）の全項目に定められた検査については、上記認定資格取得工場と同様の検査を実施する。
- ② 製造業者の更新にかかわる検査は、次の要領に基づく検査を行うものとする。
 - ・ 製造業者の更新検査については、すべての製造業者を対象に本市が指定した検査日及び検査場所において、プラスチック・マスマンホール協会規格（硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103）の全項目について定められた検査を監督員の立会のもとに行うものとする。また、監督員が必要と認めた場合には工場検査も実施する。ただし本市が認めた場合については、この限りではない。
- ③ 検査に供する製品及び検査費用については、製造業者の負担とする。

〔鋳鉄製防護ふた〕

下記検査の実施においては、プラスチック・マスマンホール協会規格（鋳鉄製防護ふた／PMMS104）の全項目に定められた検査とは別に、製造工場における管理体制の実態調査のため、工場検査を実施するものとする。

- ① 新たに指定を受けようとする業者の場合は、次の要領に基づく審査を行うものとする。
 - ・（公社）日本下水道協会の認定資格取得工場については、（公社）日本下水道協会発行の認定書「下水道用資器材製造工場認定書」をもって工場検査は省略する。ただし、プラスチック・マスマンホール協会規格（鋳鉄製防護ふた／PMMS104）の全項目について定められた検査については監督員の立会のもとに行うものとする。

する。

② 製造業者の更新にかかわる検査は、次の要領に基づく検査を行うものとする。

- ・ 製造業者の更新検査については、すべての製造業者を対象に本市が指定した検査日及び検査場所において、プラスチック・マスマンホール協会規格（鋳鉄製防護ふた／PMMS104）の全項目について定められた検査を監督員の立会のもとに行うものとする。また、監督員が必要と認めた場合には工場検査も実施する。ただし本市が認めた場合については、この限りではない。

③ 検査に供する製品及び検査費用については、製造業者の負担とする。

7. 検査

〔硬質塩化ビニル製ふた〕

プラスチック・マスマンホール協会の「硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103」の規格によるものとする。

〔鋳鉄製防護ふた〕

プラスチック・マスマンホール協会の「鋳鉄製防護ふた／PMMS104」の規格によるものとする。

8. 表示

〔硬質塩化ビニル製ふた〕

プラスチック・マスマンホール協会の「硬質塩化ビニル製ふた（硬質塩化ビニル製ます用）／PMMS103」の規格によるものとする。

〔鋳鉄製防護ふた〕

プラスチック・マスマンホール協会の「鋳鉄製防護ふた／PMMS104」の規格によるものとする。

9. 一般事項

- ① 新たに指名を受けようとする業者の場合は、全項目について定められた検査を行う。なお、すべての検査は、本市検査員立会のもとに行うものとする。
- ② 承認を受けた製品について仕様の変更をする場合は、事前に変更承認願を提出し、変更箇所について検査を行う。検査については、本市検査員立会のもとに行うものとする。なお、本市が不必要と認めた場合は、これを省略することができる。また、検査に供する製品については、製造業者の負担とし、本市検査員の旅費は本市の負担とする。
- ③ 旧仕様書にて承認された製品については、本性能規定書にて承認を受けたものと

同じ扱いとする。

10. 疑義

以上の事項に該当しない疑義が生じたときには、本市の指示または両者協議の上、これを決定するものとする。

附 則

この性能規定書は、平成30年10月1日より適用とする。

公共下水



農集



*T-2、T-8、T-14 共通